# ○独立行政法人国立科学博物館大学パートナーシップに関する規程

平成22年２月９日
館　長　決　裁

最　終　改　正
令和８年３月31日
館　長　裁　定

（趣旨）

**第１条**　独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）は、大学、短期大学、専修学校（専門課程）及びこれらを設置する法人（以下「大学等」という。）と協働して学生の科学リテラシー及びサイエンスコミュニケーション能力等の向上に資するため、「国立科学博物館大学パートナーシップ」制度（以下「制度」という。）を設ける。制度に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

（対象）

**第２条**　制度には、大学等の単位で入会するものとする。ただし、独立行政法人国立科学博物館長（以下「館長」という。）が認める場合は、学部等の単位で入会することができる。

（入会手続き）

**第３条**　制度に入会しようとする大学等は、所定の申込書により館長に申込み、会費を科学博物館に納付するものとする。

２　入会した大学等は「国立科学博物館大学パートナーシップ」会員（以下「会員」という。）と称する。

３　会員には、別紙様式に定める会員証を発行する。

（会員の期間）

**第４条**　入会の日は原則として４月１日とし、会員期間は翌年３月末日までとする。

２　新規に入会しようとする大学等は、第3条に規定する入会手続きを入会の日までに終えるものとする。ただし、館長が認める場合にはこの限りではない。

３　継続して会員となる場合は、会員である期間中に継続を申し出るものとする。

（会費）

**第５条**　会費は年会費とし、大学等の学生数、新規、継続の別に応じて別表のとおりとする。

２　学生数は、申込時直近の学校基本調査（文部科学省指定統計）に基づく在学者数とする。学生には、大学院生、通信制課程に在籍する学生、科目履修生等を含むことができる。

３　キャンパスの所在地が、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県以外の場合は、そのキャンパスに所属する学生数を２で除して得た人数（その人数に小数点以下の端数が生じたときは小数点以上に切り上げた人数）を学生数とする。

４　別表の「継続」の会費は、入会した年度の翌年度の入会から適用する。なお、再入会した場合は、再入会した年度に「新規」を適用し、翌年度から「継続」を適用する。

５　新規入会に限り、年度途中の入会にかかる当該年度の会費については別表の該当する

年会費を12で除して得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは10円に切り上げた額）に入会日の属する月から当該年度末までの月数を乗じて得た額とする。

６　払い込まれた会費は、原則として返還しない。

（会員の特典）

**第６条**　会員は、次に掲げる特典を受けることができる。

一　入会した大学等に在籍する学生の科学博物館上野本館における常設展示の無料入館

二　入会した大学等に在籍する学生の科学博物館筑波実験植物園、附属自然教育園への無料入園

三　入会した大学等に在籍する学生の科学博物館が指定する講座、実習等への優先的受入及び受講料割引

四　学生引率時の利用における引率教職員の常設展示無料入館

五　入会した大学等に在籍する学生の特別展入場料金の割引（科学博物館が指定する特別展に限る）

六　学生引率時の利用における引率教職員の特別展入場料金の割引（科学博物館が指定する特別展に限る）

２　前項の特典を受けようとする者は、学生証等によりその身分を証明するものとする。

（会員の退会）

**第７条**　会員が年度途中で退会する場合は、館長に退会の届けを提出するものとし、科学博物館が受理した時点で退会したものとする。

２　科学博物館は、会員及びその学生に不適当と認められる行為があった場合は、当該会員を退会させることができる。

（事務）

**第８条**　制度の事務は、学習支援部学習課が行う。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成30年６月20日から施行し、平成30年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和元年７月29日から施行し、平成31年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和元年10月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年１月１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和６年10月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表

| | 千人未満 | 千人以上<br>２千人未満 | ２千人以上<br>５千人未満 | ５千人以上<br>１万人未満 | １万人以上<br>５万人未満 | ５万人以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 新規 | 157,150円 | 209,520円 | 261,900円 | 471,430円 | 942,850円 | 1,466,670円 |
| 継続 | 136,190円 | 188,570円 | 240,950円 | 419,050円 | 838,100円 | 1,309,520円 |

別紙様式

第00-000号

国立科学博物館大学パートナーシップ

# 会　員　証

学校名　　〇〇〇〇大学

貴学は〇〇年度国立科学博物館大学パートナーシップ会員であることを証する

会員期間は〇〇年3月31日までとする

〇〇年　　月　　日

独立行政法人　国立科学博物館長

〇　〇　〇　〇